

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA54-9 r. 4. 1
提出年月日	令和4年12月20日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】

令和4年12月
北海道電力株式会社

大飯発電所 3 / 4 号炉

女川原子力発電所 2 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料1. 先行審査実績等を踏まえた泊 3 号炉まとめ資料の変更状況(2017 年 3 月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯 3 / 4 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯 3 / 4 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記 2 件
 - ・新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。【比較表 p54-14】
 - ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】
 - ・まとめ資料の構成を、女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成と同じにした。【全般】
 - ・類似する重大事故等対処手段を比較対象として、記載表現、構文を可能な限り取り入れた。【全般】
 - ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。【全般】
- c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-3) パックフィット関連事項

なし

2. まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 編集上の差異

【差異 A】 他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；ディーゼル発電機・・・については「2.14 電源設備【57 条】」に記載する。）について、大飯では各対応手段の文章末尾に記載していたが、泊では 4.2.2 設計方針 の末尾に一括して記載した。
 （なお、伊方 3 号炉と同様の編集方針である。また、女川も同様に 4.3.2 設計方針 の末尾に一括して記載している。）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

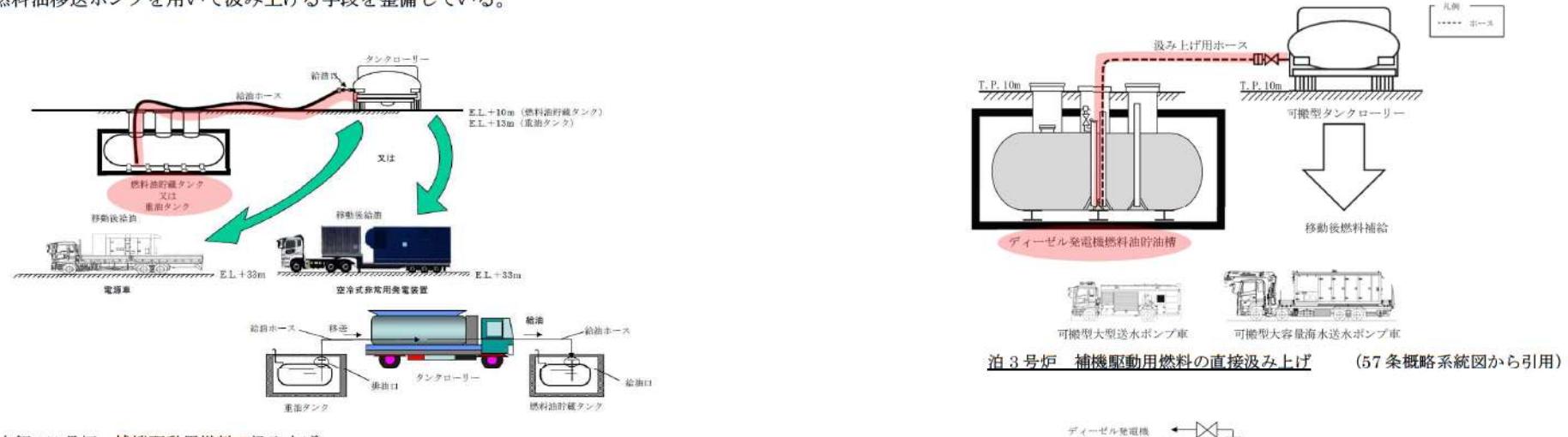
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

2-2) 対応手順・設備の主要な差異

【差異①】大飯3/4号炉は、送水車に対して軽油ドラム缶で必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊では可搬型大型送水ポンプ車等の燃料として既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽を用い、タンクローリーによる貯油槽からの直接汲み上げ又は燃料油移送ポンプを用いてタンクローリーに移送して使用する。

【差異②】可搬型設備への燃料の給油のため、(可搬型) タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。



大飯 3/4 号炉 補機駆動用燃料の汲み上げ

(57条概略系統図から引用。本図の供給先は電源設備を示している)

大飯 3/4 号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

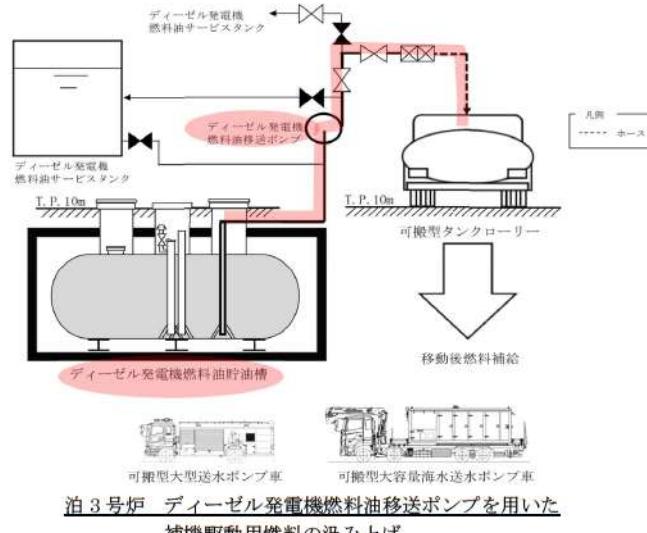
(可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用)

- ・空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用
上記以外の設備 : 軽油を使用
 - ・重油の保管方法 : 重油燃料油貯蔵タンク及び重油タンク
 - ・燃料の汲み上げ方法 : タンクローリーの直接汲み上げ

泊3号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

(可搬型設備の燃料として軽油のみ使用)

- ・燃料を必要とする SA 設備 : 軽油を使用
 - ・軽油の保管方法 : 全てディーゼル発電機燃料油貯油槽
 - ・燃料の汲み上げ方法 : タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ



(57条概略系統図から引用)

大飯発電所3／4号炉

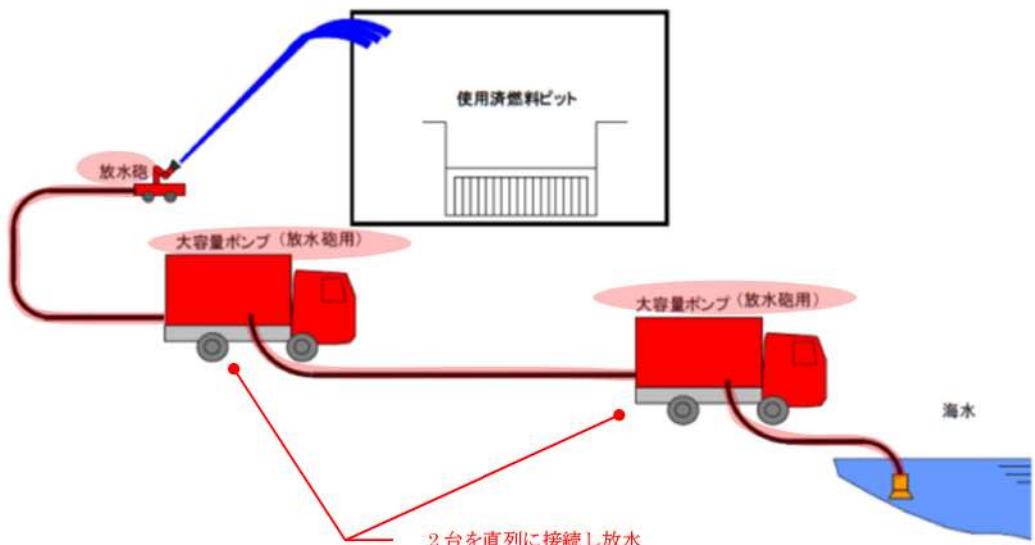
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

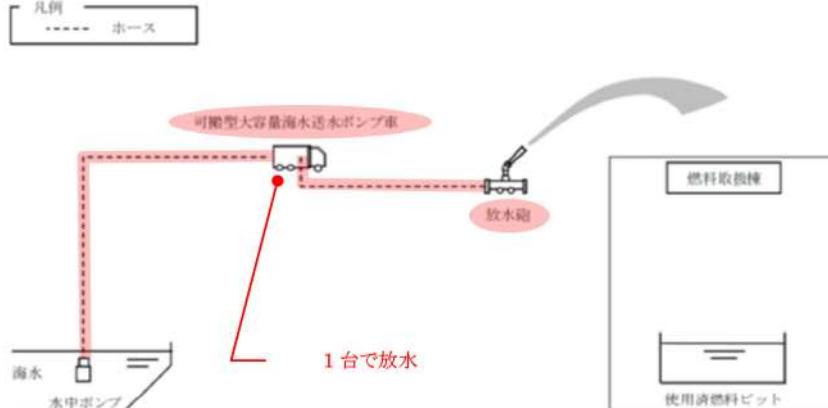
2-2) 対応手順・設備の主要な差異（つづき）

【差異③】大飯3/4号炉は、放水砲の使用にあたって、大容量ポンプ（放水砲用）を2台直接に接続して2台の放水砲で3号炉及び4号炉に同時に放水する設備構成としているが、泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車1台と放水砲1台の組合せにて放水する設備構成としている。



使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 概略系統図（2）

大飯3/4号炉 原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水
(概略系統図より引用。本図では片号炉への放水を示している。)

第4.2.3回 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
概略系統図（3）燃料取扱機（貯蔵槽内燃料体等）への放水

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-3) 名称が違うが同等の設備			
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉		
送水車	可搬型大型送水ポンプ車		
スプレイヘッダ	可搬型スプレイノズル		
大容量ポンプ（放水砲用）	可搬型大容量海水送水ポンプ車		
タンクローリー	可搬型タンクローリー		
可搬式使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピット水位（可搬型）		
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ		
使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置		
空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)		

2-4) その他 3連比較表の作成方針

- 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>2.11.1 適合方針</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】</p> <p>4.3 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>4.3.1 概要</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールの冷却等のための設備の系統概要図を第4.3-1図から第4.3-9図に示す。</p>	<p>2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】</p> <p>4.2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>4.2.1 概要</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の系統概要図を第4.2.1図から第4.2.4図に示す。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違 ・「貯蔵槽」とするのは大飯と同様</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・上段落に合わせて「当該」を記載。(大飯と同様)</p>

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(1) 使用済燃料ピット水位の低下における使用済燃料ピット内燃料集合体の冷却、放射線の遮蔽及び臨界防止 使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピット内燃料集合体等を冷却し、使用済燃料ピットに接続する配管が破損しても、放射線の遮蔽が維持される水位を確保するための設備として以下の可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）を設ける。 <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px;"><p>使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、燃料損傷の進行を緩和し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、スプレイや蒸気条件においても未臨界を維持できることにより臨界を防止し、燃料損傷時に使用済燃料ピット全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための設備として以下の可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）を設ける。</p></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">内容比較用にP.54-5 を再掲</div> 使用済燃料ピットに接続する配管の破損については、使用済燃料ピット入口配管からの漏えい時は、遮蔽必要水位以下に水位が低下することを防止するため、入口配管上端部にサイフォンブレーカを設ける設計とする。使用済燃料ピット出口配管からの漏えい時は、遮蔽必要水位を維持できるように、それ以上の位置に取出口を設ける設計とする。 なお、冷却及び水位確保により使用済燃料ピットの機能を維持し、純水冠水状態で未臨界を維持できる設計とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">内容比較用にP.54-7 を再掲</div> 使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合には原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水することによりできる限り燃料損傷の進行緩和及び環境への放射性物質の放出を低減するための設備として以下の放水設備（原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）を設ける。	4.3.2 設計方針 使用済燃料プールの冷却等のための設備のうち、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールから的小規模な水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合においても使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できるよう使用済燃料プールの水位を維持するための設備として、燃料プール代替注水系（常設配管）及び燃料プール代替注水系（可搬型）を設ける。 また、使用済燃料プールの冷却等のための設備のうち、使用済燃料プールからの大規模な水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合においても使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を緩和し、及び臨界を防止するための設備として、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）を設ける。	4.2.2 設計方針 使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットから的小規模な水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が低下した場合においても使用済燃料ピット内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できるよう使用済燃料ピットの水位を維持するための設備として、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）を設ける。 また、使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピットからの大規模な水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合においても使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷を緩和し、及び臨界を防止するための設備として、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）を設ける。	<div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【女川】 記載方針の相違 ・大飯と同様に、使用済燃料ピットに接続する配管のうち出口配管に対する設計方針を記載した。</div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（臨界の防止は上2つの段落にそれぞれ記載した。）</div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</div>
	使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料プール冷却浄化系配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、漏えいの継続を防止するため、燃料プール冷却浄化系戻り配管上部にサイフォンブレーカ孔を設ける。	使用済燃料ピットに接続する配管の破損等により、使用済燃料ピット入口配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、漏えいの継続を防止するため、使用済燃料ピット入口配管上端部にサイフォンブレーカを設ける。使用済燃料ピット出口配管から水の漏えいが発生した場合に、遮蔽必要水位を維持できるように、それ以上の位置に取出口を設ける。	
	使用済燃料プールの冷却等のための設備のうち、使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至った場合において大気への放射性物質の拡散を抑制するための設備として放水設備（大気への拡散抑制設備）を設ける。	使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷に至った場合において大気への放射性物質の拡散を抑制するための設備として放水設備（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水）を設ける。	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、重大事故等時に使用済燃料ピットに係る監視に必要な設備として以下のパラメータを計測する計測設備（使用済燃料ピットの監視）を設ける。</p> <p>内容比較用に P. 54-8 を再掲</p>	<p>使用済燃料プールの冷却等のための設備のうち、重大事故等時において、使用済燃料プールの状態を監視するための設備として、使用済燃料プールの監視設備を設ける。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、重大事故等時において、使用済燃料ピットの状態を監視するための設備として、計測設備（使用済燃料ピットの監視）を設ける。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>(1) 使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時に用いる設備</p> <p>a. 燃料プール代替注水</p> <p>(a) 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プール水の小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系（常設配管）を使用する。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）は、大容量送水ポンプ（タイプI）、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプI）により、代替淡水源の水を燃料プール冷却浄化系配管等から使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持することにより臨界を防止できる設計とする。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用できる設計とする。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、燃料プール冷却浄化系の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(1) 使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時に用いる設備</p> <p>a. 使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・泊は手段に応じたタイトルを記載して整理している。（以降同様） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、使用済燃料ピット区域が高線量環境になる前に可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを用いた注水を実施することとしており、常設配管による注水設備は設けていない。（大飯と同様。原子炉圧力容器直上に使用済燃料プールがあるBWRと別エリアに使用済燃料ピットがあるPWRでは、事故時の寄り付き性、放射線環境に差がある。）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器の故障等により使用済燃料ピットの冷却機能が喪失、燃料取替用水ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により使用済燃料ピットの注水機能が喪失又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等により使用済燃料ピット水の小規模な漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合の可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水する設計とし、送水車の燃料は軽油ドラム缶を用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットについては、「2.22 燃料貯蔵設備」にて記載する。軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水槽及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>(b) 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却淨化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プール水の小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水設備として、燃料プール代替注水系（可搬型）を使用する。</p> <p>燃料プール代替注水系（可搬型）は、大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース、計測制御装置等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプI）により、代替淡水源の水をホース等を経由して使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持することにより臨界を防止できる設計とする。</p> <p>燃料プール代替注水系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用できる設計とする。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>使用済燃料ピット水淨化冷却設備の有する使用済燃料ピットの冷却機能喪失又は燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等により使用済燃料ピット水の小規模な漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、使用済燃料ピット内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）を使用する。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）は、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース、計測制御装置等で構成し、可搬型大型送水ポンプ車により、代替淡水源の水又は海水を可搬型ホース等を経由して使用済燃料ピットへ注水することで、使用済燃料ピットの水位を維持できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ラックの形状を維持することにより臨界を防止できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）は、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である可搬型大型送水ポンプ車により海を利用できる設計とする。また、可搬型大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、可搬型ホース並びに非常用取水設備の貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異①、②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯 3/4号炉は、送水車に対して軽油ドラム缶で必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊では可搬型ポンプの燃料として既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽を用い、タンクローリーによる貯油槽からの直接汲み上げ又は燃料油移送ポンプを用いてタンクローリーに移送して使用する。（以降、差異理由は省略） <p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊は大飯と同様に重大事故等対処設備の対応手段として海水を使用する運用としており、「代替淡水源が枯渇した場合」に海水を使用するという記載とはしない。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・54条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、設計方針末尾に記載先を一括記載している。 <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は非常用取水設備を記載していないが、泊は大飯と同様に可搬型大型送水ポンプ車の取水箇所となる非常用取水設備を流路として使用することを記載する。

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2) 使用済燃料ピット水位の異常低下における使用済燃料ピット内燃料集合体の損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減</p> <p>使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、燃料損傷の進行を緩和し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、スプレイや蒸気条件においても未臨界を維持できることにより臨界を防止し、燃料損傷時に使用済燃料ピット全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための設備として以下の可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）を設ける。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容比較用に P. 54-2 に再掲</p>	<p>(2) 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時に用いる設備</p> <p>a. 燃料プールスプレイ (a) 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プール内燃料体等の上部全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、燃料プールスプレイ系（常設配管）を使用する。燃料プールスプレイ系（常設配管）は、大容量送水ポンプ（タイプI）、スプレイノズル、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプI）により、代替淡水源の水を燃料プール冷却浄化系配管等を経由してスプレイノズルから使用済燃料プール内燃料体等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できる設計とする。 また、スプレイや蒸気環境下でも臨界にならないよう配慮したラック形状によって、臨界を防止することができる設計とする。 燃料プールスプレイ系（常設配管）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用する設計とする。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリにより補給できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。 • 大容量送水ポンプ（タイプI） • スプレイノズル • 燃料補給設備（10.2 代替電源設備）本系統の流路として、</p>	<p>(2) 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時に用いる設備</p> <p>a. 使用済燃料ピットへのスプレイ 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 【女川】 ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを用いたスプレイを実施することとしており、常設配管によるスプレイ設備は設けていない。（大飯と同様。原子炉圧力容器直上に使用済燃料プールがあるBWRと別エリアに使用済燃料ピットがあるPWRでは、事故時の寄り付き性、放射線環境に差がある。）</p>

第51条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）として送水車、スプレイヘッダ及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>海を水源とする送水車は、可搬型ホースによりスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶を用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・スプレイヘッダ ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットについては、「2.22 燃料貯蔵設備」にて記載する。軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水槽及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>燃料プール冷却浄化系の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。その他、設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(b) 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プール内燃料体等の上部全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、燃料プールスプレイ系（可搬型）を使用する。</p> <p>燃料プールスプレイ系（可搬型）は、大容量送水ポンプ（タイプI）、スプレイノズル、ホース、計測制御装置等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプI）により、代替淡水源の水をホース等を経由してスプレイノズルから使用済燃料プール内燃料体等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できる設計とする。</p> <p>また、スプレイや蒸気環境下でも臨界にならないよう配慮したラック形状によって、臨界を防止することができる設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用できる設計とする。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・スプレイノズル ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料ピット内燃料体等の上部全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）を使用する。</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）は、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型スプレイノズル、可搬型ホース、計測制御装置等で構成し、可搬型大型送水ポンプ車により、代替淡水源の水又は海水を可搬型ホース等を経由して可搬型スプレイノズルから使用済燃料ピット内燃料体等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できる設計とする。</p> <p>また、スプレイや蒸気環境下でも臨界にならないよう配慮したラック形状によって、臨界を防止することができる設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）は、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である可搬型大型送水ポンプ車により海を利用できる設計とする。また、可搬型大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型スプレイノズル ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、可搬型ホース並びに非常用取水設備の貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>設計方針の相違【差異①、②】</p> <p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊は大飯と同様に重大事故等対処設備の対応手段として海水を使用する運用（技術的能力まとめ資料に整理）としており、“代替淡水源が枯渇した場合”に海水を使用するという記載とはしない。 <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異①、②】</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・54条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、設計方針末尾に記載先を一括記載している。 <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は非常用取水設備を記載していないが、泊は大飯と同様に可搬型大型送水ポンプ車の取水箇所となる非常用取水設備を流路として使用することを記載する。

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 使用済燃料ピット水位の異常低下における使用済燃料ピット内燃料集合体の損傷の進行緩和及び放射性物質の放出低減</p> <p>使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合には原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水することによりできる限り燃料損傷の進行緩和及び環境への放射性物質の放出を低減するための設備として以下の放水設備（原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）を設ける。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容比較用にP. 54-2に再掲</p> <p>放水設備（原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用） ・放水砲（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水壠及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>b. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(a) 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位の異常な低下により、使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、燃料損傷時にはできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、放水設備（大気への拡散抑制設備）を使用する。</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）は、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲、ホース等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプII）により海水をホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水することで、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減できる設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「9.7 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。</p>	<p>b. 大気への放射性物質の拡散抑制（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水）</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等により使用済燃料ピットの水位の異常な低下により、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、燃料損傷時にはできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、放水設備（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水）を使用する。</p> <p>放水設備（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水）は、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、可搬型ホース、計測制御装置等で構成し、可搬型大容量海水送水ポンプ車により、海水を可搬型ホースを経由して放水砲から燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）へ放水することで、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減できる設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「4.3 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクで必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊3号炉は、既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽を用い、タンクローリーによる貯油槽からの直接汲み上げ又は燃料油移送ポンプを用いてタンクローリーに移送して使用する。（以降、差異理由は省略）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・放水設備を構成する設備として、使用済燃料ピットの状態を監視する設備を意図して“計測制御装置”も記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 使用済燃料ピットに係るパラメータの監視</p> <p>使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、重大事故等時に使用済燃料ピットに係る監視に必要な設備として以下のパラメータを計測する計測設備（使用済燃料ピットの監視）を設ける。</p> <p>内容比較用にP.54-2に再掲</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）及び可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットに係る重大事故等時の使用済燃料ピットの状態を使用済燃料ピット監視カメラにより監視できる設計とする。また、使用済燃料ピット監視カメラは、その環境影響を考慮して使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置にて冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>これらの設備は、ディーゼル発電機に加えて代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位は、吊込装置（フロート、シンカーを含む。）、延長ワイヤ等を可搬型とすることにより、ピット内の構造等に影響を受けない設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所間での関係性を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。</p>	<p>(3) 重大事故等時の使用済燃料プールの監視に用いる設備</p> <p>a. 使用済燃料プールの監視設備による使用済燃料プールの状態監視</p> <p>使用済燃料プールの監視設備として、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラを使用する。</p> <p>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）は、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プール監視カメラは、想定される重大事故等時の使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能であり、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）及び使用済燃料プール監視カメラは、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>伊方発電所3号炉</p> <p>可搬型使用済燃料ピットエリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。</p>	<p>(3) 重大事故等時の使用済燃料ピットの監視に用いる設備</p> <p>b. 使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>計測設備（使用済燃料ピットの監視）として、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラを使用する。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピット監視カメラは、想定される重大事故等時の使用済燃料ピットの状態を監視できる設計とする。また、使用済燃料ピット監視カメラは、その環境影響を考慮して使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置にて冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラは、非常用直流電源設備に加えて、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能であり、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）は、吊込装置（フロート、シンカーを含む。）、ワイヤー等を可搬型とすることにより、使用済燃料ピット内の構造等に影響を受けない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川の使用済燃料プール監視カメラは、カメラ本体と冷却装置が一体構造のため空冷装置は不要、として記載していないが、泊は一体構造ではないため空冷装置を記載する。（大飯、伊方と同様） ・計測設備（使用済燃料ピットの監視）はディーゼル発電機等の設計基準拡張として使用する電源からの給電も可能なため、“非常用交流（直流）電源設備に加え”を記載する。（大飯と類似）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は可搬型の監視設備も使用するため、それら監視設備に関する設計方針を記載する。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針等の相違 ・どこの線量率の相関を評価するのか分かり易くなるよう記載した。（伊方と同様）</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位 (AM用) ・可搬式使用済燃料ピット水位 ・使用済燃料ピット温度 (AM用) ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ ・使用済燃料ピット監視カメラ ・使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置 ・空冷式非常用発電装置 (2.14 電源設備【57条】) <p>・燃料油貯蔵タンク (2.14 電源設備【57条】)</p> <p>・重油タンク (2.14 電源設備【57条】)</p> <p>・タンクローリー (3号及び4号炉共用) (2.14 電源設備【57条】)</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、使用済燃料ピット水位 (AM用)、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度 (AM用) 及び可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ並びに使用済燃料ピット監視カメラ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) <p>・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)</p> <p>・使用済燃料プール監視カメラ</p> <p>・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・所内常設蓄電式直流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・常設代替直流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・可搬型代替直流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位 (AM用) ・使用済燃料ピット水位 (可搬型) ・使用済燃料ピット温度 (AM用) ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ・使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。) ・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・所内常設蓄電式直流電源設備 (10.2 代替電源設備) <p>・可搬型代替直流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カメラ空冷装置は監視カメラの付属設備であるため泊は括弧で記載。(伊方、柏崎刈羽、島根と同様) ・女川はカメラ本体と冷却装置が一体構造のため空冷装置は不要、として空冷装置を記載していない。 <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異②】</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・54条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、設計方針末尾に記載先を一括記載している。 <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯がディーゼル発電機を記載しているのと同様に、泊もディーゼル発電機や蓄電池(非常用)が健全な場合にはそれらを使用するため、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する旨を記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための設備</p> <p>a. 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール冷却浄化系を使用する。燃料プール冷却浄化系は、燃料プール冷却浄化系ポンプ、燃料プール冷却浄化系熱交換器、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、使用済燃料プールの水をポンプにより熱交換器等を経由して循環させることで、使用済燃料プールを冷却できる設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系は、非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び原子炉補機代替冷却水系を用いて、使用済燃料プールを除熱できる設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系は、淡水ポンプ及び熱交換器を搭載した熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプI）、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水ポンプ（タイプI）により熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷却浄化系熱交換器等で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール冷却浄化系ポンプ ・燃料プール冷却浄化系熱交換器 ・熱交換器ユニット ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・常設代替交流電源設備（10.2代替電源設備） ・燃料補給設備（10.2代替電源設備） <p>燃料プール冷却浄化系の流路として、配管、弁、スキマサージタンク及びディフューザを重大事故等対処設備として使用する。原子炉補機代替冷却水系の流路として、原子炉補機冷却水系の配管、弁及びサージタンク並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。その他、設計基準対象施設である使用済燃料プール並びに設計基準事故対処設備である非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室を重大事故等対処設備として使用する。</p>		<p>【女川】</p> <p>対処方針の相違</p> <p>・泊では、使用済燃料ピットを設置している燃料取扱棟は、周辺の建屋と区画されていることから、使用済燃料ピットから発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱棟内となる。燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備である使用済燃料ピット監視設備は高温、高湿度環境での使用にも耐えられる構造及び環境条件（温度100°C、湿度100%）で設計している。さらに、想定事故1、2の有効性評価において、使用済燃料ピット水が沸騰状態となる前に注水準備が完了することを確認しており、水蒸気の発生を抑制でき、短時間に大量の水蒸気が発生する状況にならないため、水蒸気による悪影響を防止するための設備を別途設けていない。（大飯も同様）</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>使用済燃料プールについては、「4.1 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ビットについては、「4.1 燃料取扱設備及び貯蔵設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違【差異 A】 ・本条にて基準適合性を記載せず他条で記載する設備については、各対応手段の末尾への記載ではなく、設計方針末尾（本箇所）へ一括して記載した。</p>

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.11.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>送水車を使用した使用済燃料ピットへの代替注水は、ポンプ付のエンジンによる駆動方式を採用することにより、使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器を使用した使用済燃料ピットの冷却機能並びに燃料取替用水ポンプを使用した使用済燃料ピットの注水機能に対して多様性を持った起動方式により駆動できる設計とする。また、海を水源とすることで、燃料取替用水ピットを水源とする燃料取替用水ポンプを使用した使用済燃料ピットの注水機能に対して異なる水源を持つ設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉周辺建屋内の燃料取替用水ピット、燃料取替用水ポンプ、使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器と屋外の離れた位置に分散して保管及び配置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）及び可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ並びに使用済燃料ピット監視カメラ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>	<p>4.3.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）は、残留熱除去系及び燃料プール冷却浄化系と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、大容量送水ポンプ（タイプI）を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系及び燃料プール冷却浄化系に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）は、代替淡水源を水源とすることで、使用済燃料プールを水源とする残留熱除去系及び燃料プール冷却浄化系に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋内の残留熱除去系ポンプ及び燃料プール冷却浄化系ポンプと共に要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラは、燃料貯蔵プール水位、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ及び原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）は、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とし、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）及び使用済燃料プール監視カメラは、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	<p>4.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）は、使用済燃料ピット水净化冷却設備及び燃料取替用水ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型大型送水泵車をディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される使用済燃料ピット水净化冷却設備及び燃料取替用水ポンプに対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）は、代替淡水源又は海を水源とすることで、使用済燃料ピットを水源とする使用済燃料ピット水净化冷却設備及び燃料取替用水ピットを水源とする燃料取替用水ポンプに対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水泵車は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋内の使用済燃料ピットポンプ及び燃料取替用水ポンプと共に要因によって同時に機能を喪失しないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ並びに使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラは、非常用交流電源設備に対して、多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とし、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・ポンプ車の型式が相違し、水冷のサブジェーティアがあるため“空冷”とは記載しない。なお、ディーゼルエンジン駆動であり電動機駆動に対して多様性を有することに相違ない。（島根と同様） 運用の相違 ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊は大飯と同様に重大事故等対処設備の対応手段として海水を使用する運用（技術的能力まとめ資料に整理）としているため“海”も記載する。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は、常設配管による注水・スプレイ手段は設けていないため、接続口はない。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 54 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。	<p>燃料プール冷却浄化系ポンプ及び燃料プール冷却浄化系熱交換器は、残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器と異なる区画に設置することで、残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系は、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプ I）を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプ I）は、原子炉建屋並びに屋外の海水ポンプ室から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却水系熱交換器並びに屋外の海水ポンプ室の原子炉補機冷却海水ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>熱交換器ユニットの接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。	<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は水蒸気による悪影響を防止するために燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。（大飯と同様）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>2.11.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する送水車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイに使用する送水車及びスプレイヘッダは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、他の設備から独立して一体で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>送水車、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、車輪止め又はアウトリガーにより固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>スプレイヘッダは、固縛又はアウトリガーにより固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットの監視に使用する使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラは、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットの監視に使用する可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>4.3.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）は、他の設備と独立して使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（常設配管）に使用するスプレイノズルは、架台に固定することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラは、他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>4.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）は、他の設備と独立して使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型スプレイノズルは、固縛又はアウトリガーにより固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラは、他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットの監視に使用する使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・大飯が記載している放水設備は、女川、泊とも 55 条に記載する。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3号炉では、SFPへの注水、スプレイ共に可搬型大型送水ポンプ車を使用するため一文でまとめて記載した。（高浜 3/4 号炉は注水とスプレイに使用する設備が違ったために文章を分けており、大飯はそれに倣った記載としていると考える。） <p>【大飯】</p> <p>記載方針等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。 <p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の監視設備は全て常設設備であるため“電気的な分離”として上段落にまとめて記載しているが、泊は可搬型設備があるため別文章にて記載している。（大飯と同様）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料プール冷却浄化系ポンプ及び燃料プール冷却浄化系熱交換器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系は、通常時は熱交換器ユニットを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）と原子炉補機代替冷却水系を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は水蒸気による悪影響を防止するために燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。

第51条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>2.11.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失、注水機能の喪失及び小規模の漏えいによりピット水位が低下した場合の注水設備として使用する。冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するためには、使用済燃料ピットの蒸散量を上回る注水量を有する必要がある。また、小規模の漏えいによる水位低下については、使用済燃料ピット入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位の低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ピット出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ピットの蒸散量を上回る注水量を有する設計とする。また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイすることにより、燃料損傷の進行緩和及び臨界防止並びに、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するために必要な容量を有するものを 3号炉及び4号炉それぞれで 1セット 1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで 2セット 2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として 1台（3号及び4号炉共用）の合計 5台を保管する設計とする。</p>	<p>4.3.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）及び燃料プール代替注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプ I）は、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水量を有するものとして、1セット 1台使用する。また、原子炉補機代替冷却水系との同時使用時には更に 1セット 1台を使用する。保有数は、2セット 4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1台の合計 5台を保管する。</p> <p>燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプ I）は、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内燃料体等の損傷を緩和し、及び臨界を防止するために必要なスプレイ量を有するものとして、1セット 1台使用する。また、原子炉補機代替冷却水系との同時使用時には更に 1セット 1台使用する。保有数は、2セット 4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1台の合計 5台を保管する。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプ I）は、想定される重大事故等時において、低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給及び復水貯蔵タンクへの補給との同時使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。さらに、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）のいずれか 1 系統の使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。</p>	<p>4.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）の可搬型大型送水ポンプ車は、想定される重大事故等時において、使用済燃料ピット内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流を有するものとして、又は使用済燃料ピット内燃料体等の損傷を緩和し、及び臨界を防止するために必要な注水流を有するものとして、1セット 1台使用する。また、格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却との同時使用時には更に 1セット 1台使用する。保有数は、2セット 4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 2台の合計 6台を保管する。</p> <p>また、可搬型大型送水ポンプ車は、想定される重大事故等時において、可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替炉心注水、補助給水ピットへの補給又は燃料取替用水ピットへの補給のいずれか 1 系統と使用済燃料ピットへの注水との同時使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、注水系とスプレイ系で文章を別に大容量送水ポンプ（タイプ I）の台数を記載しているが、注水系のポンプ車とスプレイ系のポンプ車は同一のポンプ車であることから、泊では文章を統合し可搬型大型送水ポンプ車としての保有台数としては 6 台であることが分かりやすくなる記載とした。（大飯と類似） <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。（以降同様） ・泊では、保守点検の時期・内容によらず、予備は“故障時及び保守点検時のバックアップ”と記載。（バックアップ保有数の考え方 43 条補足資料に整理。）（以降同様） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3号炉では、保守点検用のバックアップとして 1 台を保管し、故障時と合わせてバックアップは 2 台保有する設計とする。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川同様に複数の供給先への同時使用を考慮した容量を有する設計であることを記載した。 <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は炉心／格納容器への注水／スプレイ／補給と SFP 注水／スプレイのいずれか 1 系統の同時使用を考慮しているが、泊は可搬型ポンプによる格納容器スプレイは重大事故等対処設備ではない。また、代替炉心注水、補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの同時使用は必

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>スプレイヘッダは、使用済燃料ピットからの大量的水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで、燃料損傷の進行緩和及び臨界防止並びに、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができるものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号炉共用）の合計6個を保管する設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、燃料損傷時に、できる限り燃料損傷の進行緩和及び環境への放射性物質の放出を低減するために放水砲による直線状及び噴霧状（広範囲）の放水により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水でき、かつ、大容量ポンプ（放水砲用）2台を接続することで3号炉及び4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>放水砲は、燃料損傷時に、できる限り燃料損傷の進行緩和及び環境への放射性物質の放出を低減するために放水砲による直線状及び噴霧状（広範囲）の放水により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計3台を保管する設計とする。</p>	<p>スプレイノズルは、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内燃料体等の損傷を緩和し、及び臨界を防止することができるものを燃料プールスプレイ系（常設配管）として1セット3個、また、燃料プールスプレイ系（可搬型）として1セット3個使用する。保有数は、2セット12個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計13個を保管する。</p>	<p>可搬型スプレイノズルは、想定される重大事故等時において、使用済燃料ピット内燃料体等の損傷を緩和し、及び臨界を防止することができるものを1セット2個使用する。保有数は、1セット2個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2個の合計4個を保管する。</p>	<p>要なく、いずれか1系統と使用済燃料ピットへの同時使用に対して必要流量を確保する設計としている。（使用済燃料ピットへのスプレイとの同時使用を考慮しないのは大飯と同様。）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・可搬型スプレイノズルは54条解釈の「スプレイ設備」であり「可搬型注水設備」ではないことから、泊では1セット（+バックアップ）を保有する。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯が記載している放水設備は、女川、泊とも55条に記載する。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピット水位（AM用）及び使用済燃料ピット温度（AM用）は、重大事故等時により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位は、重大事故等時により変動する可能性のある使用済燃料ピット上部から底部近傍までの範囲にわたり測定できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計5個を保管する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上用の空気を供給し、3号炉及び4号炉それぞれで1セット1個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1セット1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計3個を保管する設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、重大事故等時により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とし、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所間での関係性を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計5個を保管する設計とする。</p>	<p>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）は、想定される重大事故等時において変動する可能性のある使用済燃料プール上部から使用済燃料上端近傍までの範囲にわたり水位を測定できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）は、想定される重大事故等時において変動する可能性のある使用済燃料プール上部から底部近傍までの範囲にわたり水位を測定できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）及び使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）は、想定される重大事故等時において変動する可能性のある範囲にわたり温度を測定できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）は、想定される重大事故等時において変動する可能性のある範囲を測定できる設計とする。</p>	<p>使用済燃料ピット水位（AM用）は、想定される重大事故等時において変動する可能性のある使用済燃料ピット上部から使用済燃料上端近傍までの範囲にわたり水位を測定できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）は、想定される重大事故等時において変動する可能性のある使用済燃料ピット上部から底部近傍までの範囲にわたり水位を測定できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）は、1セット2個使用する。保有数は、1セット2個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する。</p> <p>使用済燃料ピット温度（AM用）は、想定される重大事故等時において変動する可能性のある範囲にわたり温度を測定できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、想定される重大事故等時において変動する可能性のある範囲を測定できる設計とし、取り付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは1セット1個使用する。保有数は、1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の使用済燃料ピット水位（可搬型）は可搬型設備であるため、予備を含めた保有数を記載。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・泊の使用済燃料ピット空冷装置も大飯同様に可搬型設備であり保有数を記載するが、次ページの使用済燃料ピット監視カメラの後段落に記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針等の相違 ・どこの線量率の相関を評価するのか分かり易くなるよう表現を見直した。（伊方と同様） 設計方針の相違 泊3号炉は、1個で必要な測定範囲を測定できる可搬型エリアモニタを選定しているため、1セットは1個使用する。</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは可搬型設備であるため、予備を含めた保有数を記載。（大飯と同様）</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピット監視カメラは、重大事故等時において赤外線の機能により使用済燃料ピットの状態及び使用済燃料ピットの水温の傾向を監視できる設計とする。</p> <p>設備仕様については、表 2.11-1, 2 に示す。</p>	<p>使用済燃料プール監視カメラは、想定される重大事故等時において可視光カメラにより使用済燃料プールの状況が把握できる設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系ポンプ及び燃料プール冷却浄化系熱交換器は、設計基準対象施設と兼用しており、設計基準対象施設としてのポンプ流量及び伝熱容量が、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内に貯蔵する使用済燃料から発生する崩壊熱を除去するために必要なポンプ流量及び伝熱容量に対して十分であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。</p> <p>燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、燃料プール冷却浄化系熱交換器等で発生した熱を除去するために必要な伝熱容量及びポンプ流量を有する熱交換器ユニット 1セット 1台と大容量送水ポンプ（タイプI） 1セット 1台を使用する。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、注水設備及び水の供給設備との同時使用時には更に 1セット 1台を使用する。熱交換器ユニットの保有数は、2セット 2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1台の合計 3台を保管する。大容量送水ポンプ（タイプI）の保有数は、2セット 4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1台の合計 5台を保管する。</p> <p>また、熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に加えて、残留熱除去系による発電用原子炉若しくは原子炉格納容器内の除熱又は代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱に同時に使用するため、各系統の必要な伝熱容量及びポンプ流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。</p>	<p>使用済燃料ピット監視カメラは、想定される重大事故等時において赤外線の機能により使用済燃料ピットの状況及び使用済燃料ピットの水温の傾向を監視できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上用の空気を供給し、1セット 1個使用する。保有数は、1セット 1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1個の合計 2個を保管する。</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・泊の使用済燃料ピット監視カメラは赤外線カメラであり、水温の傾向も監視できる。（大飯と同様。赤外線カメラであることには柏崎刈羽、島根と同様。） 記載方針の相違 ・女川の使用済燃料プール監視カメラは、カメラ本体と冷却装置が一体構造のため空冷装置は不要、として記載していないが、泊は一体構造ではないため空冷装置を記載する。（大飯、伊方と同様）また、可搬型設備であるため、保有数を記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は水蒸気による悪影響を防止するために燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。（大飯と同様）</p>

第51条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>2.11.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>送水車、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>スプレイヘッダは、屋外に保管し、原子炉周辺建屋内に設置するため、重大事故等時における屋外及び原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>送水車及びスプレイヘッダは、水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、使用時に海水を通過するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	<p>4.3.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）のスプレイノズルは、原子炉建屋原子炉棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（可搬型）のスプレイノズルは、現場据付け後の操作は不要な設計とする。また、設置場所への据付けが困難な作業環境に備え、燃料プールスプレイ系（常設配管）を設ける。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへの注水及び燃料プールスプレイ系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへのスプレーは、スロッシング又は使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プール付近の線量率が上昇した場合でも、被ばく低減の観点から原子炉建屋の外で操作可能な設計とする。</p> <p>また、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p>	<p>4.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレー）の可搬型大型送水ポンプ車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレー）の可搬型スプレイノズルは、屋外に保管及び燃料取扱棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレー）の可搬型スプレイノズルは、現場据付け後の操作は不要な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレー）は、淡水だけでなく海水も使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレー）の可搬型大型送水ポンプ車は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	<p>General 泊3号炉と大飯3/4号炉で、各設備の設置箇所の相違はあるが、設置箇所において考慮する環境条件に対する設計方針は同一であること、設置箇所ごとに並べ替えた記載であることから、相違箇所を識別していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯が記載している放水設備は、女川、泊とも 55 条に記載する。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は、常設配管による注水・スプレー手段は設けていないため、常設設備との接続はない。（大飯と同様） 保管場所の相違 ・泊の可搬型スプレイノズルは屋外に保管する。（大飯と同様）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は、常設配管による注水・スプレー手段は設けていない。（大飯と同様）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊は大飯と同様に重大事故等対処設備の対応手段として海水を使用する運用としており、“淡水を優先”という記載はしない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯が記載している放水設備は、女川、泊とも 55 条に記載する。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピット水位（AM用）及び使用済燃料ピット温度（AM用）は、重大事故等における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、制御建屋内に保管し、屋外に設置するため、重大事故等における制御建屋内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラは、重大事故等における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境を考慮して空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、原子炉周辺建屋内に保管し、屋外に設置するため、重大事故等における原子炉周辺建屋内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備は、原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備と使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備の操作は現場で可能な設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">伊方 3号炉</div>	<p>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>使用済燃料ピット水位（AM用）及び使用済燃料ピット温度（AM用）は、燃料取扱棟内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）は、燃料取扱棟又は原子炉建屋内に保管及び燃料取扱棟内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、原子炉建屋内又は原子炉補助建屋内に保管及び原子炉建屋内、原子炉補助建屋内又は屋外に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラは、燃料取扱棟内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。想定される重大事故等時の環境を考慮して空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に保管及び原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置と使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川の監視設備は全て常設設備で原子炉建屋原子炉棟内に設置しているが、泊の監視設備のうち可搬型設備は分散配置しているため、それぞれの保管場所と設置場所及び操作環境について記載する。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績を反映し、他の計測設備の記載から“使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する…”を削除したため、ここでは“想定される重大事故等時の環境”と記載する。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川の使用済燃料プール監視カメラは、カメラ本体と冷却装置が一体構造のため空冷装置は不要、として記載していないが、泊は一体構造ではないため空冷装置を記載する。（大飯、伊方と同様）</p> <p>【大飯】 記載内容の相違 ・空冷装置は監視カメラとの接続操作があるため、接続操作が可能なことも記載した。（伊方と同様）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料プール冷却浄化系ポンプ及び燃料プール冷却浄化系熱交換器は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。熱交換器ユニットの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。原子炉補機代替冷却水系の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。大容量送水ポンプ（タイプI）の熱交換器ユニットとの接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。また、熱交換器ユニットの海水通水側及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は水蒸気による悪影響を防止するために燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。（大飯と同様）

第51条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.11.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>スプレイヘッダ及び放水砲は、車両等により運搬、移動ができる設計とともに、設置場所にてアウトリガーアクセス可能で、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めを搭載し設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>送水車及びスプレイヘッダの接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とし、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。送水車は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットへスプレイする場合に使用する、スプレイヘッダと送水車の接続は、可搬型ホースで確実に接続できる設計とする。スプレイヘッダは、車両等により運搬、移動した後、人力により所定の場所に配置できる設計とする。</p>	<p>4.3.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、燃料プール代替注水系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（常設配管）の系統構成に必要な弁は、離れた場所から遠隔で操作が可能な設計又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）を接続する接続口については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続により、ホースを確実に接続することができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（常設配管）のスプレイノズルと燃料プール冷却浄化系配管の接続については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続により、スプレイノズルを確実に接続することができる設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（常設配管）のスプレイノズルは、通常時に、あらかじめ燃料プール冷却浄化系配管と接続し、使用済燃料ピットへスプレイ可能な状態で設置することにより、設置場所での操作が不要な設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（可搬型）のスプレイノズルとホースの接続については、簡便な接続とし、接続治具を用いてホースを確実に接続することができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式を統一する設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（可搬型）のスプレイノズルは、現場据付け後の操作は不要な設計とする。</p>	<p>4.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）の可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）の可搬型スプレイノズルと可搬型ホースの接続については、簡便な接続とし、接続金具を用いて可搬型ホースを確実に接続することができる設計とする。また、可搬型ホースの接続については、接続方式を統一する設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）の可搬型スプレイノズルは、現場据付け後の操作は不要な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針等の相違 ・他条文と整合を図り、系統としての切替えについて記載した。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯が記載している放水設備は、女川、泊とも55条に記載する。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は、常設配管による注水・スプレイ手段は設けていないため、弁操作や接続口はない。(大飯と同様)</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は、常設配管による注水・スプレイ手段は設けてないため、常設配管用のスプレイノズルはない。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・可搬型スプレイノズルと可搬型ホースの接続は、一般的な消防用の接続金具であり“治具”とはせず“金具”と記載する。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲の接続は、可搬型ホースで確実に接続できる設計とする。放水砲は、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位の吊込装置（フロート、シンカーを含む）、延長ワイヤ等、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、人力により運搬、移動ができる設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位の吊込装置等の取り付けは、取付金具を用いて確実に取り付けできる設計とする。可搬式使用済燃料ピット水位の水位発信器及び延長ワイヤの接続は、確実に接続ができる設計とする。使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの取付架台への取り付けは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価及び各設置場所間での関係性を把握している場所のうち設置場所としている箇所で、取付金具を用いて確実に取り付けできる設計とする。可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタのケーブル接続はコネクタ接続とし、規格を統一することにより、ケーブルを確実に接続できる設計とする。</p>	<p>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラは、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラは、想定される重大事故等時において、操作を必要とすることなく中央制御室から監視が可能な設計とする。</p>	<p>使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラは、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラは、想定される重大事故等時において、操作を必要とすることなく中央制御室から監視が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）の吊込装置（フロート、シンカーを含む）、ワイヤー等、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、人力により運搬、移動ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）の吊込装置等の取り付けは、取付金具を用いて確実に取り付けできる設計とする。使用済燃料ピット水位（可搬型）の変換器及びワイヤーの接続は、確実に接続することができる設計とする。使用済燃料ピット水位（可搬型）のケーブル接続はコネクタ接続とし、接続方式を統一することにより、ケーブルを確実に接続することができる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピット監視カメラに確実に接続することができるとともに、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価している場所のうち設置場所としている箇所で、固縛等により固定できる設計とする。使用済燃料ピット可搬型エリアモニタのケーブル接続はコネクタ接続とし、接続方式を統一することにより、ケーブルを確実に接続できる設計とする。使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯が記載している放水設備は、女川、泊とも55条に記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針等の相違 ・他条文と整合を図り、使用済燃料ピットの監視に用いる設備の切替えについて記載した。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川の監視設備は常設設備であり、運搬・接続等の記載はない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）には計装ケーブルの接続があること、空冷装置は監視カメラとの接続があることから、接続性について記載した。</p> <p>【大飯】 記載方針等の相違 ・使用済燃料ピット区域との相関を評価しておることが分かり易くなるよう表現を見直した。（P.54-9との整合） 設計方針の相違 ・泊3号炉の可搬型エリアモニタは、取付架台への取り付けではなく、設定した設置場所に固縛等により固定する。 記載方針の相違 ・他設備の記載と整合を図り、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの現場での操作について記載した。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>燃料プール冷却浄化系は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系ポンプは、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチによる操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプ I）は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。原子炉補機代替冷却水系の系統構成に必要な弁は、中央制御室での操作スイッチによる操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプ I）は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>熱交換器ユニットを接続する接続口については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続により、ホースを確実に接続することができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプ I）と熱交換器ユニットとの接続は、簡便な接続とし、接続治具を用いてホースを確実に接続できる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式を統一する設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は水蒸気による悪影響を防止するために燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。（大飯と同様）

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>4.3.3 主要設備及び仕様 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様を第 4.3-1 表に示す。</p>	<p>4.2.3 主要設備及び仕様 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要仕様を第 4.2.1 表及び第 4.2.2 表に示す。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 記載方針の相違 ・女川は「主要機器仕様」としているが、 泊は既設置許可申請書において「主要仕様」としているため、新たに記載する表においても「主要仕様」とする。</p>

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する系統（送水車）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>送水車は分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイに使用する系統（送水車及びスプレイヘッダ）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>スプレイヘッダは、使用済燃料ピット全面にスプレイできることの確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する系統（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、分解が可能な設計とする。さらに、車両としての運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>放水砲は、外観の確認が可能な設計とする。また、直線状及び噴霧状の放水ができるとの確認が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット温度（AM用）は、特性の確認が可能のように、模擬入力ができる設計とする。</p>	<p>4.3.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）のスプレイノズルは、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とともに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位／温度（ヒートサーモ式）及び使用済燃料ピット水位／温度（ガイドバルス式）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p>	<p>4.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）及び可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）の可搬型大型送水ポンプ車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型大型送水ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）の可搬型スプレイノズルは、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とともに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）及び使用済燃料ピット温度（AM用）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、発電用原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯が記載している放水設備は、女川、泊とも 55 条に記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針等の相違 ・他記載と整合させ、機能・性能の確認を明確とした記載とした。 記載箇所の相違 ・大飯のエリアモニタは次ページに記載</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピット監視カメラは、機能・性能の確認が可能なように、模擬入力による校正ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラは、機能・性能の確認が可能なように、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方 3号炉</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、特性の確認が可能なように、線源校正ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方 3号炉</p>	<p>使用済燃料プール監視カメラは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>使用済燃料ピット監視カメラは、発電用原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・女川のカメラは可視光カメラ、泊のカメラは赤外線カメラ（大飯と同様）であり、校正が可能。（記載は伊方と類似）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・女川、泊のエリアモニタは前ページに記載</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川の使用済燃料プール監視カメラは、カメラ本体と冷却装置が一体構造のため空冷装置は不要、として記載していないが、泊は一体構造ではないため空冷装置を記載する。（大飯、伊方と同様）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は水蒸気による悪影響を防止するために燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。（大飯と同様）</p>

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2.11-1 常設重大事故等対処設備仕様	<p>第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプI） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 <p>台数 4（予備1） 容量 約1,440m³/h（1台当たり） 揚程 約122m</p> <p>b. スプレイノズル 個数 12（予備1）</p> <p>(2) 放水設備（大気への拡散抑制設備）</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプII） 第5.7-1表 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 放水砲 第9.7-1表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>第4.2.1表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（常設）の主要仕様</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は「主要機器仕様」としているが、 泊は既設設置許可申請書において「主要仕様」としているため、新たに記載する表においても「主要仕様」とする。 ・泊・大飯は、常設設備と可搬型設備の表を分割している。</p>

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(1) 使用済燃料ピット水位 (AM用)	(3) 使用済燃料プール監視設備 a. 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドバルス式) 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備 (重大事故等対処設備) 個数 水位 1 温度 1 (検出点2箇所) 計測範囲 水位 4,300mm～7,300mm ^{*1} (0.P. 21620mm～0.P. 33220mm) 温度 0～120°C	(1) 使用済燃料ピット水位 (AM用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備 (重大事故等対処設備) 個数 2 計測範囲 T.P. 25.24m～32.76m 検出器 電波式水位検出器	【大飯】 記載方針の相違 ・設備兼用について明確化している。(以降同様) 【女川】 設備の相違 ・女川は水位／温度を同一設備で計測。泊、大飯は水位と温度は別設備 ・監視設備には検出器を記載する。(大飯と同様)(以降同様)
個数 2 計測範囲 E. L. +25.52m～E. L. +33.41m			
検出器 電波式水位検出器			
(2) 使用済燃料ピット温度 (AM用)	b. 使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備 (重大事故等対処設備) 個数 1 (検出点 15 箇所) 計測範囲 水位 0～7,010mm ^{*1} (0.P. 25920mm～0.P. 32930mm) 温度 0～150°C	(2) 使用済燃料ピット温度 (AM用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備 (重大事故等対処設備) 個数 2 計測範囲 0～100°C 検出器 測温抵抗体	
個数 2 計測範囲 0～100°C			
検出器 測温抵抗体			
(3) 使用済燃料ピット監視カメラ	c. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) 第8.1-2 表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様に記載する。	(3) 使用済燃料ピット監視カメラ 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備 (重大事故等対処設備) 個数 1 種類 赤外線カメラ (冷却機能付)	【女川】 設備の相違 ・泊、大飯は可搬型なので後段の表に記載
個数 2 種類 赤外線カメラ			
(3) 使用済燃料ピット監視カメラ 個数 1 種類 赤外線カメラ (冷却機能付) 伊方3号炉	*1: 基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端 (0.P. 25920mm)		【大飯】 設備の相違 ・大飯はカメラ2個でAピットとBピットをそれぞれ監視する。泊はカメラ1個でA/B両ピットを監視する。 記載方針の相違 ・大飯は、カメラ冷却装置を可搬型設備の表に別に記載しているが、泊は使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を使用済燃料ピット監視カメラに含めて整理しているため、ここに冷却機能付きであることを記載する。(伊方と同様)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>(4) 燃料プール冷却浄化系</p> <p>a. 燃料プール冷却浄化系ポンプ</p> <p>台数 1 (予備 1)</p> <p>容量 約 160m³/h</p> <p>全揚程 約 80m</p> <p>b. 燃料プール冷却浄化系熱交換器</p> <p>基数 1 (予備 1)</p> <p>伝熱容量 約 1.26MW</p> <p>(5) 原子炉補機代替冷却水系</p> <p>a. 熱交換器ユニット</p> <p>第 5.10-1 表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 大容量送水ポンプ (タイプ I)</p> <p>第 4.3-1 表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。</p>		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は水蒸気による悪影響を防止するために燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。(大飯と同様)

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2.11-2 可搬型重大事故等対処設備仕様	(1) 燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型） a. 大容量送水ポンプ（タイプI） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備・原子炉格納容器内の冷却等のための設備・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 台数 4（予備1） 容量 約300m ³ /h（1台当たり） 揚程 約122m	第4.2.2表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（可搬型）の主要仕様 (1) 可搬型大型送水ポンプ車 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備・原子炉格納容器内の冷却等のための設備・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 型式 うず巻形 台数 4（予備2） 容量 約300m ³ /h（1台当たり） 吐出圧力 約1.3MPa[gage]	【大飯】 記載方針の相違 ・設備兼用について明確化している。（以降同様） 【女川】 設備の相違 ・女川と泊では設備の使用手段が相違するため、兼用する設備も相違する。（以降同様）
(1) 送水車	b. スプレイノズル 個数 12（予備1）	(2) 可搬型スプレイノズル 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 個数 2（予備2）	【大飯】 記載方針の相違 ・ターピンポンプもうず巻ポンプに含まれるため、既設許可における他のポンプと同様、うず巻形と記載する。
(2) スプレイヘッダ	(2) 放水設備（大気への拡散抑制設備） a. 大容量送水ポンプ（タイプII） 第5.7-1表 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備の主要機器仕様に記載する。	(3) 可搬型大容量海水送水ポンプ車 兼用する設備は以下のとおり ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 型式 うず巻形 台数 1（予備1）※1 容量 約1,440m ³ /h（1台当たり） 吐出圧力 約1.4MPa[gage] ※1 容量約1,440m ³ /hの可搬型大容量海水送水ポンプ車と容量約1,800m ³ /hの可搬型大容量海水送水ポンプ車を合わせて台数は1台（予備1台）とする。	【女川】 記載方針の相違 ・女川は、一つの設備は一つの主要機器仕様に記載し、他の箇所ではそれを呼び込む記載をしているが、泊はそれぞれの箇所に記載する。（大飯と同様）（以降同様） 【大飯】 記載表現の相違 ・既設許可において、泊はポンプの型式を「形」と記載
(3) 大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用）			
個数 2（3号及び4号炉共用の予備2）			
型式 うず巻式 台数 2（予備1※1） 容量 約1,320m ³ /h（1台当たり） 吐出圧力 約1.2MPa[gage] ※1 原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用			

第4.3-1表を一部再掲

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

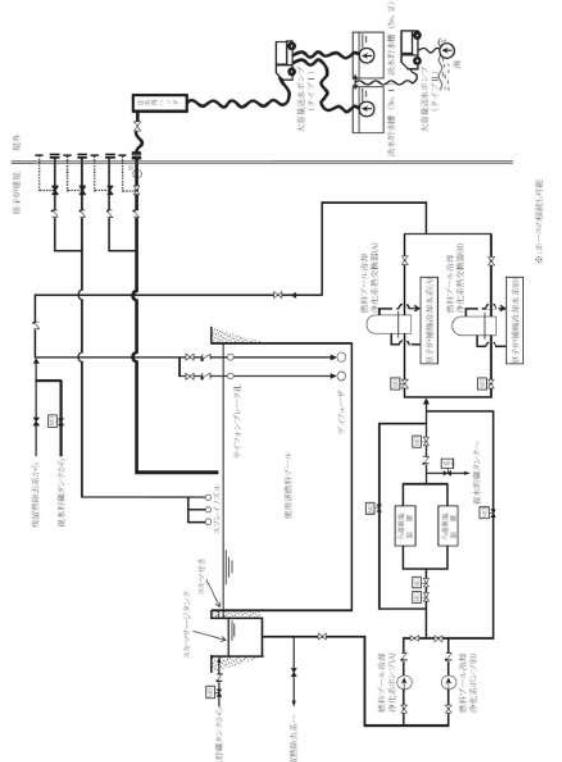
大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
(4) 放水砲(3号及び4号炉共用)	b. 放水砲 第 9.7-1 表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の主要機器仕様に記載する。	(4) 放水砲 兼用する設備は以下のとおり ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	
型式 移動式ノズル 台数 2 (予備 1)		型式 移動式ノズル 台数 1 (予備 1)	
(5) 可搬式使用済燃料ピット水位	b. 使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備 (重大事故等対処設備) 個数 1 (検出点 15箇所) 計測範囲 水位 0 ~ 7,010mm ^{*1} 温度 0 ~ 150°C (0.P. 25920mm ~ 0.P. 32930mm)	(5) 使用済燃料ピット水位 (可搬型) 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備 (重大事故等対処設備) 個数 2 (予備 1) 計測範囲 T.P. 21.30m ~ 32.76m	
検出器 フロート式水位検出器		検出器 フロート式水位検出器	
(6) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	c. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) 第8.1-2 表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様に記載する。	(6) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ (使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。) 兼用する設備は以下のとおり。 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・放射線管理設備 (重大事故等時) 個数 1 (予備 1) 計測範囲 10nSv/h ~ 1,000mSv/h 検出器 半導体検出器 NaI(Tl) シンチレーション検出器	
個数 2 (3号及び4号炉共用の予備 1) 計測範囲 0.01 ~ 100mSv/h 検出器 半導体式検出器	*1: 基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端 (0.P. 25920mm)		
(7) 使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置			【大飯】 記載方針の相違 ・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は 使用済燃料ピット監視カメラに含めて整理しており、空冷装置の主要仕様は記載しない。(伊方、柏崎刈羽、島根と同様)
型式 冷却用空気圧縮機 台数 1 (3号及び4号炉共用の予備 1)	第 4.3-1 表を一部再掲		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

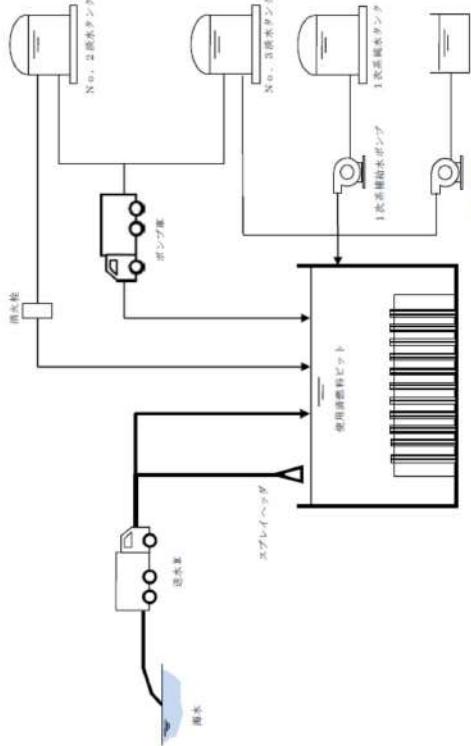
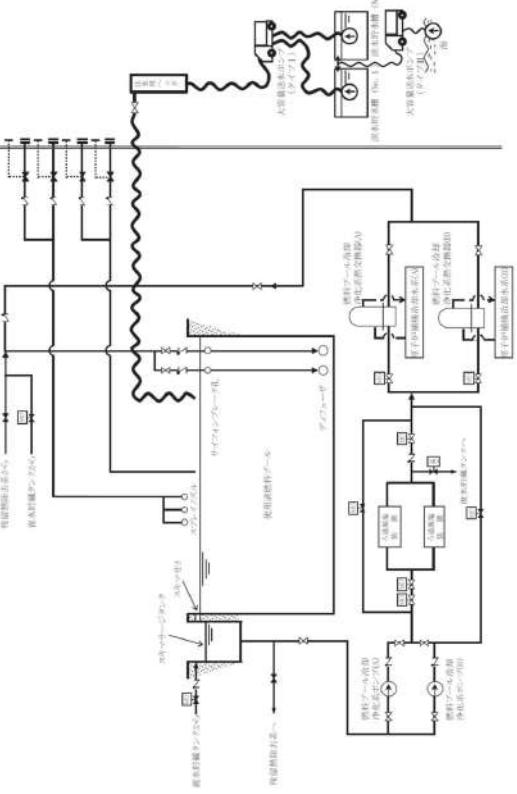
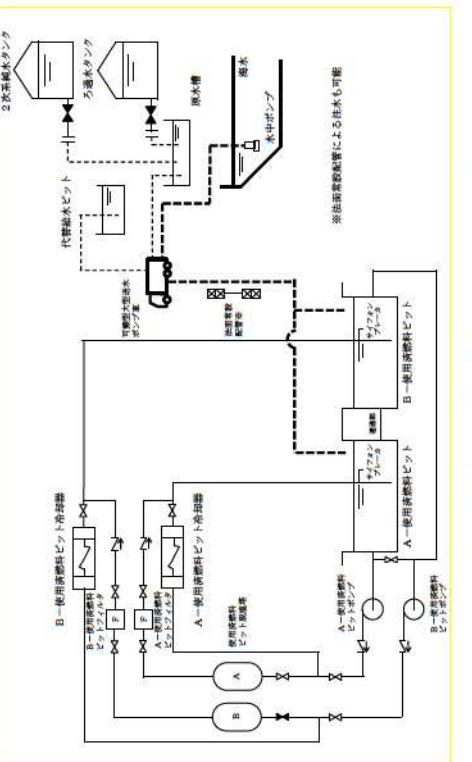
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第4.3-1図 使用済燃料プールの冷却等のための設備系統概要図 (燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水)</p>		<p>【女川】 設計方針の相違 ・泊にはSFPに注水する常設配管はない。(大飯と同様)</p>

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 概略系統図(1)</p>	 <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 概略系統図(1)</p>	 <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 概略系統図(1) 使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・女川は淡水貯水槽を水源とし、淡水貯水槽が枯渇した場合においては海水を補給する。泊・大飯は淡水又は海水を直接取水する。</p>

第4.3-2図 使用済燃料プールの冷却等のための設備系統概要図
(燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

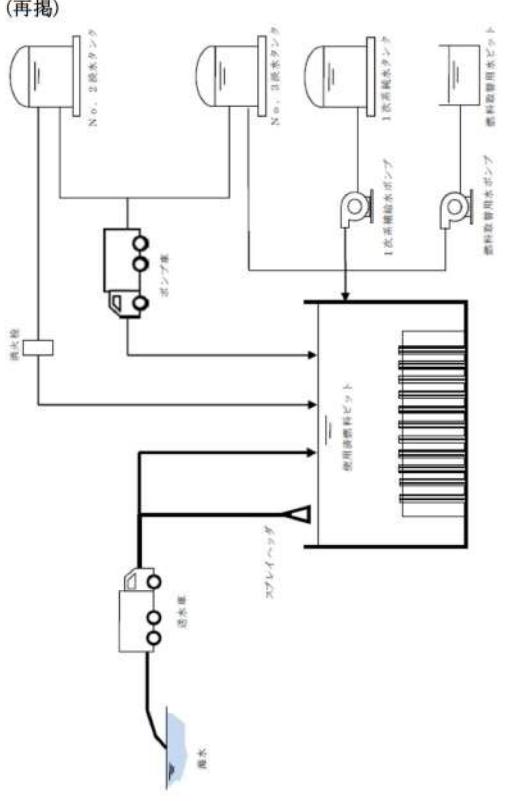
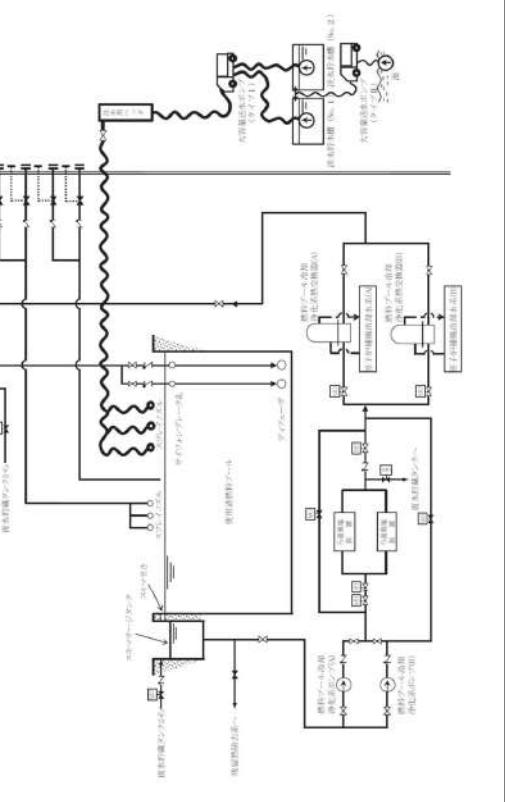
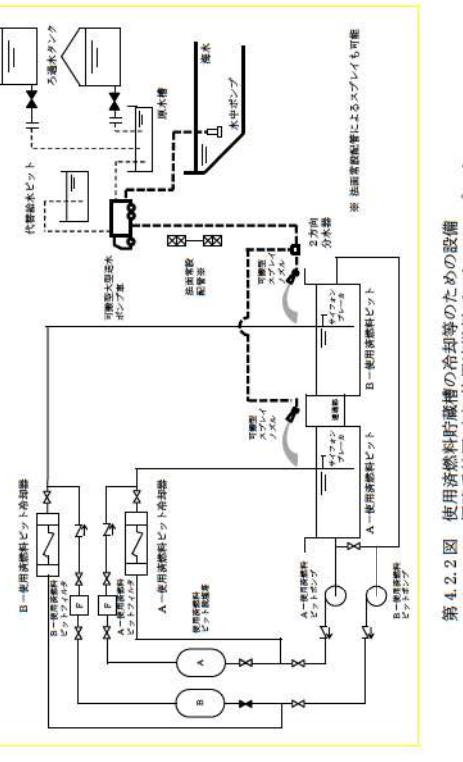
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

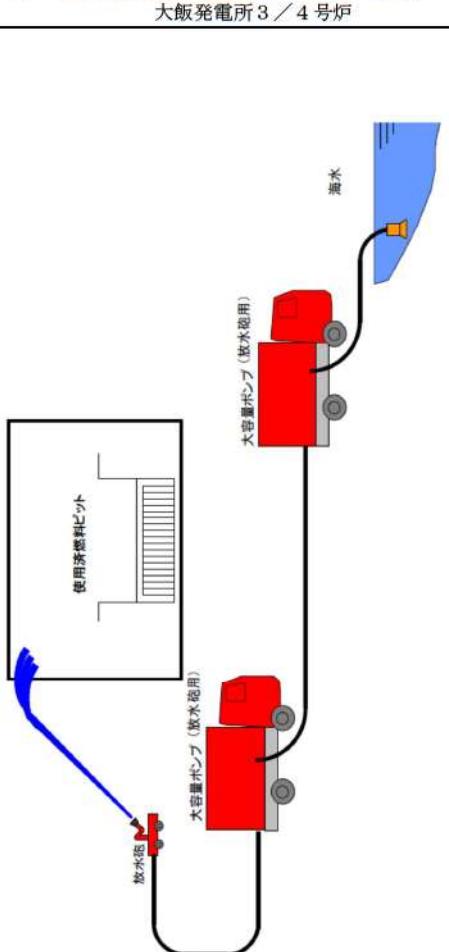
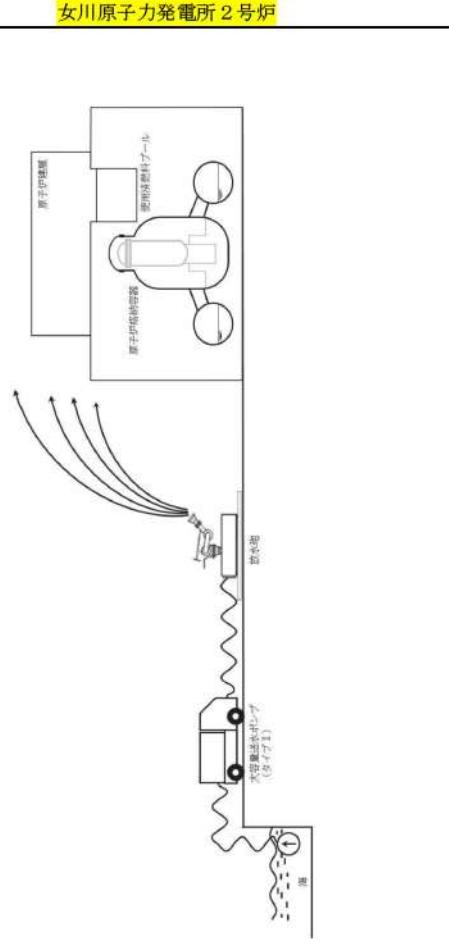
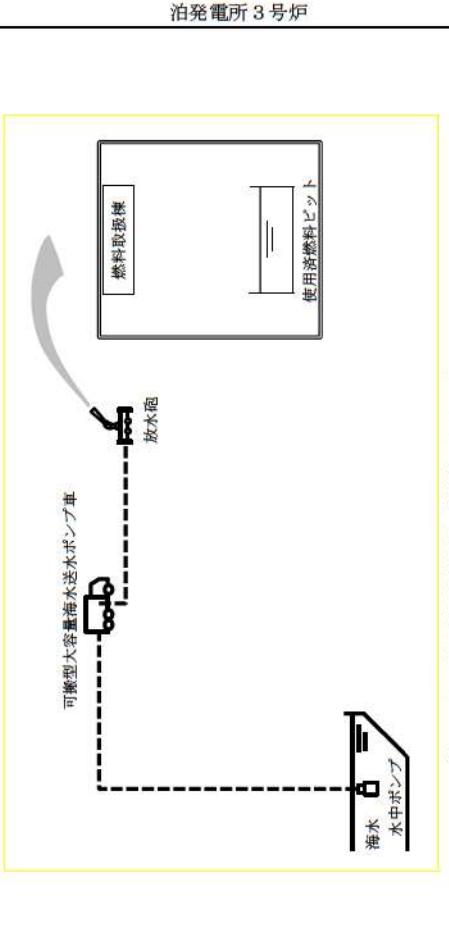
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(再掲) 	<p>使用済燃料冷却・蒸発槽の冷却等のための設備 構造系統図(1)</p> 		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は淡水貯水槽を水源とし、淡水貯水槽が枯渇した場合においては海水を補給する。泊・大飯は淡水又は海水を直接取水する。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

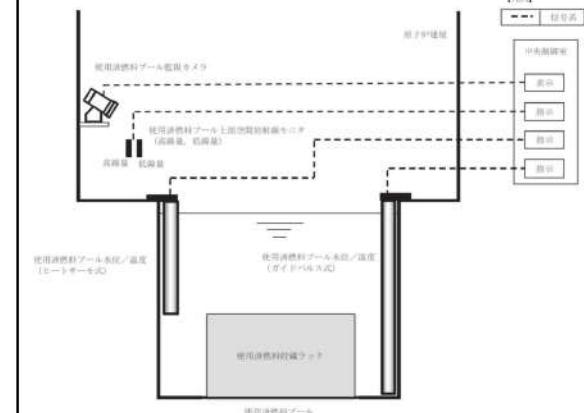
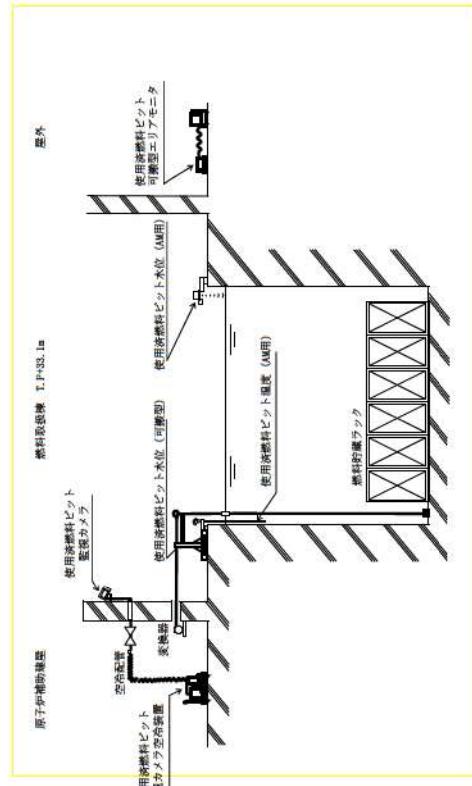
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 54 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 概略系統図 (2)</p>	 <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 概略系統図 (2)</p>	 <p>使用済燃料貯蔵槽 (3) 燃料取扱棟 (貯蔵槽内燃料体等) への放水 概略系統図</p>	

第 4.3-5 図 使用済燃料プールの冷却等のための設備系統概要図
(放水設備 (大気への拡散抑制設備) による大気への放射性物質の拡散抑制)

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4.3-6図 使用済燃料プールの冷却等のための設備系統概要図 (使用済燃料プールの監視設備による使用済燃料プールの状態監視)</p>	 <p>第4.4図 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 系統概要図 (4) 使用済燃料ビットの監視</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯には監視設備の概略系統図はない。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川は常設の監視設備。泊は常設設備と可搬型設備がある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

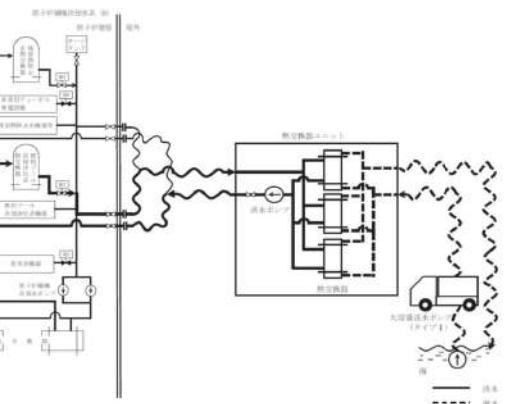
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第4.3-7図 使用済燃料プールの冷却等のための設備系統概要図 (燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 (燃料プール冷却浄化系))</p>		<p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は水蒸気による悪影響を防止するため に燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。(大飯と同様)</p>

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は水蒸気による悪影響を防止するために燃料プール浄化冷却系の熱交換器やポンプ等を使用しない。（大飯と同様）

第4.3-8図 使用済燃料プールの冷却等のための設備系統概要図
(燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱
(原子炉補機代替冷却水系A系))



第4.3-9図 使用済燃料プールの冷却等のための設備系統概要図
(燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱
(原子炉補機代替冷却水系B系))

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
第1.11.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時)									【大飯】 記載方針の相違
									・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。
使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時 又は 使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時	対応手段	対応設備	設備分類 ^a	整備する手順書	手順の分類				
	燃料取扱用ホスピットから使用済燃料ピットへの注水	燃料取扱用ホスピット	原子炉建屋内 原子炉建屋外	使用済燃料ピットの 冷却機能又は注水機能 の喪失時に対する 手順書	初期及び設計基準 事項に対応する 手順書				
	Nu.3供給タンクから使用済燃料ピットへの注水	Nu.3供給タンク		Nu.3供給タンクから 使用済燃料ピットへの 注水	Nu.3供給タンク				
	Nu.2供給タンクから使用済燃料ピットへの注水	Nu.2供給タンク		Nu.2供給タンクから 使用済燃料ピットへの 注水	Nu.2供給タンク				
	使用済燃料ピットへの注水 又は 使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時	ボンプ車によるNu.3供給タンクから使用済燃料ピットへの注水		ボンプ車によるNu.3供給タンクから使用済燃料ピットへの注水	ボンプ車				
		ボンプ車によるNu.2供給タンクから使用済燃料ピットへの注水		ボンプ車によるNu.2供給タンクから使用済燃料ピットへの注水	ボンプ車				
		1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの注水		1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1次系給水タンク				
		海水から使用済燃料ピットへの注水		海水から使用済燃料ピットへの注水	海水ドリム缶				
					a.b				
					海水から使用済燃料ピットへの注水手順				
第1.11.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時)									
使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	対応手段	対応設備	設備分類 ^a	整備する手順書	手順の分類				
	海水車による使用済燃料ピットへのスプレー	海水車	原子炉建屋内 原子炉建屋外	海水車を用いた 使用済燃料ピットへのスプレー のための手順	海水車を用いた 使用済燃料ピットへのスプレー のための手順				
		スプレイヘッダ							
		船底ドライバー							
	大容量ポンプ(排水路用)	排水路							
	大容量ポンプ(排水路用)及び海水車による海水循環のための手順	海水車							
		スプレイヘッダ							
		船底ドライバー							
	海水循環ポンプ(排水路用)	排水路							
	海水循環ポンプ(排水路用)による海水循環のための手順	海水循環ポンプ(排水路用)							
01：「大飯発電所 重大事故等手順書に記載する原子炉建屋の操作のための手順」に関する手順 02：海水車の燃料補給に使用する手順のための手順。手順は「16. 原子炉建屋内手順等のための手順書」にて整備する。 03：海水車の燃料補給に使用する手順のための手順。手順は「16. 原子炉建屋内手順等のための手順書」にて整備する。 04：重大事故等手順において用いる手順の手順 05：当該条文に適合する重大事故等手順書 b : 37 条に適合する重大事故等手順書 c : 自主的対策として整備する重大事故等手順書									

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
第1.11.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (重大事故等時の使用済燃料ピットの監視)															
分類	機器喪失を想定する 設計基准を参考のう て想定される手順	対応手段	対応設備	設備 分類 ^a	設備 分類 ^a	整備する手順書	手順の分類								
第三種電気用に付 けられた手順書	一	使用済燃料ビ ットの監視	使用済燃料ビ ット水位 (AM 角) 使用済燃料ビ ット水位 ^b 使用済燃料ビ ット温度 (AM 角) ^c 使用済燃料ビ ット温度 (区域周辺)ニ リアモニタ ^c 使用済燃料ビ ット監視カメラ ^c 使用済燃料ビ ット監視カメラ(外部装 置) ^c 使用済燃料ビ ット水位 使用済燃料ビ ット温度 使用済燃料ビ ット区域ニアモニタ 済大型水位計 済大型水位計 済大型水位計、水温計	重要 な機器 に対する 監視	一	使用済燃料ビ ットの監視手 順書	3.A 手順 ^d								
	代新機器設 置・改修工 事の実績	空冷式非常用電源装置 ^e 燃料油貯蔵タンク ^f 蒸発タンク ^f タンクローリー ^f	重 要 な機器 に対する 監視	一	空冷式非常用電 源装置による電 源の復旧手順 空冷式非常用電 源装置燃料油回 り手順	手心差しし、機器及 び施設の初期動作を 止める複数手順書	3.A 手順 ^d								

比較対象プラント選定の詳細 (SA 条文)

【54条：SFP】

項目	内容	
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置の相違などによって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計がBWRとは異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。</p> <p>〔事例〕悪影響防止（ポンプ車が飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計）に係る事項</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。</p> <p>〔事例〕添付資料（全て）、補足説明資料（单線結線図など）</p>
(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能なため。	

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

【凡例】 ○：記載あり
×：記載なし
□：本文の資料の他箇所に記載
△：他本文の資料などに記載

プラント		泊3号炉作成状況		まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由		比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表	もしくは 記載の充実を図ることとした理由		
本文 添付資料	本文	○	○			
3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×→○	×→○	女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を抽出作成する。 ただし、印型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とす		
補足説明資料	補足説明資料					
54-1 SA設備基準適合性一覧表	54-1 SA 設備基準適合性一覧表	△→○	×→○			
54-2 単線結線図	54-6 施工結線図	(○)→○	×→○			
54-3 配置図	54-2 配置図	△→○	×→○			
54-4 系統図	54-4 系統図	△→○	×→○			
54-5 試験及び検査	54-3 試験・検査説明資料	△→○	×→○			
54-6 容量設定根拠	54-5 容量設定根拠	△→○	×→○			
54-7 接続図	54-7 接続図	△→○	×→○	まとめ資料「54-2配線図及び54-12ホースルート図にて本資料に該当する内容を記載しているが、本資料に記載すべき内容を削除し新たに資料を作成する。		
54-8 保管場所図	54-8 保管場所図	(○)→○	×→○	まとめ資料「保管設備の保管場所も含めて54-8配線図に記載しているが、本資料に記載すべき内容を移植し新たに資料を作成する。		
54-9 アクセスルート図	54-9 アクセスルート図	×→○	×→○	まとめ資料「アクセスルートについて」、技術的機能1.0の「添付資料1.02 可搬型電動車両等に対する設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載しているが、同内容を本資料に移植し新たに作成する。		
54-10 その他使用済燃料プール冷却等のための設備について	54-10 その他設備	×→○	×	技術的機能1.1.1に記載している内容に相当するが、新規審査見の反映の観点から資料を追加作成する。		
54-11 使用済燃料プール監視設備	54-11 使用済燃料会合議資料	○	×→○			
	補足資料1 想定する事故等について	○	×→○			
	補足資料2 使用済燃料ビット事故時操作下での監視計器の健全性について	○	×→○			
	補足資料3 蒸気界面気下での使用済燃料ビット監視カメラによる監視性確認について	○	×→○	使用済燃料ビットの壁面内配置、アクセス性の相違。想定する環境条件に相違があること、及び監視設備の構成（可搬型の監視設備の有無等）に相違があることから、監視設備の寸法・配置等が類似し事故時環境設定も相応するPWRプラントとの基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉との比較表を作成することとする。		
	補足資料4 使用済燃料ビット水位計（可搬型）の成立性について	○	×→○			
	補足資料5 使用済燃料ビット監視計器機能維持対策（蒸気界面気下）	○	×→○			
	補足資料6 使用済燃料ビット監視設備（重大事故等対処設備）の全体概要	○	×→○			
	補足資料7 使用済燃料ビット（可搬型エアモニタによる監視）について	○	×→○			
	補足資料8 S-FP 監視設備の操作許可手順等について	○	×→○			
54-12 サイフォンブレーカーの健全性について	54-12 使用済燃料ビットサイフォンブレーカーの健全性について	○	×→○	サイフォンブレーカーの設計が同一（断体内部に設置した使用済燃料ビット浄化冷却系管の系統内ハイポイントから小口径管を分岐するのみの構造）である大飯3/4号炉との比較表を作成することとする。		
54-13 使用済燃料プール水流量・喪失時の未臨界性評価について	54-13 使用済燃料貯蔵設備の大震揺挙動時の未臨界性評価	○	×→○			
	添付資料1 不確かな考え方及び評価結果	○	×→○			
	添付資料2 泊3号機における使用済燃料ビットの未臨界性評価	○	×→○			
	添付資料3 計算機プログラム（解析コード）の概要	○	×→○			
	添付資料4 計算コードの概要及び検証と妥当性確認の内容説明 SCALE	○	×→○	使用済燃料ビット内燃料体、使用済燃料ラック等の設計が類似している大飯3/4号炉との比較表を作成することとする。		
	参考資料1 MOX 燃料による未臨界性評価について	○	×→○			
	参考資料2 未臨界性評価における温度条件について	○	×→○			
54-14 燃料プール冷却浄化系の位置づけについて		*	*	使用済燃料ビット水净化冷却系はS時のみビット冷却機能として期待しないことから、作成不要。 比較表：使用済燃料ビット水净化冷却系はS時のみビット冷却機能として期待しないことから、作成不要。		まとめ資料を作成していない
54-15 注水用ヘッダについて	54-13 ポンプ車の配備台数について	△→○	×→○	注水用ヘッダは使用しないが、泊における送水手段について記載した43条共2として作成していた資料を削除にも添付する。		
54-16 大型送水泵（タイプ1）の構造について	54-14 可搬型大型送水泵車の構造について	△→○	×→○	泊の可搬型大型送水泵車も取水用の水中ポンプを設置し、本体ポンプにて加圧送水する構造であり、技術的機能1.1に操作方法として記載していたが、補足説明資料として今後作成する。		
	54-15 可搬型大容量海水送水泵車の構造について	△→○	×→○	技術的機能1.1に操作方法として記載していたが、補足説明資料として今後作成する。		
54-17 热交換器ユニットの構造について		*	*	熱交換ユニットは使用しないため作成不要。		まとめ資料を作成していない
54-18 使用済燃料水位／温度の測定について		(○)	×	補足説明資料54-10において記載している。		
	54-7 接続図へ本資料内容を移植し、本資料は削除する	○→×	×	54-7 接続図へ本資料内容を移植し、本資料は削除する		